

2021年10月1日以降始期契約用

## 施設所有(管理)者賠償責任保険 重要事項のご説明

この書面では施設所有(管理)者賠償責任保険に関する重要な事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。  
保険の内容は、普通保険約款および特別約款・特約(以下「普通保険約款・特約」といいます。)によって定まります。  
普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

### 契約概要のご説明

特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。この書面は、保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。  
また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
施設所有(管理)者 賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 保険法の適用に関する特約(自動セット) 賠償責任保険追加特約(自動セット) + 施設所有(管理)者特別約款 + 包括契約特約

## 2. 引受条件等

### (1)補償内容

#### ①被保険者

保険の種類	被保険者保険契約で 補償を受けられる方をいいます。)
施設所有(管理)者賠償責任保険	リタラスが販売する、マゼックス製ドローンを購入した事業者

#### ②保険金をお支払いする主な場合

被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が所有、使用もしくは管理している業務用ドローンの管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等のドローンを使用した業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊(滅失、破損、汚損)した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払います。

#### ③お支払いの対象となる損害

a.損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
b.損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
c.権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
d.緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
e.協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
f.争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記 a から dまでの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から被保険者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、被保険者証記載の支払限度額を限度とします。上記 e および f の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、fについては a の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

お支払いする争訟費用の額 = f.争訟費用 × 支払限度額 / a.損害賠償金の額

※「a.損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

#### ④保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

次に掲げる事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。  
・保険契約者または被保険者(保険契約により補償を受けられる方。以下同様です。)の故意によって生じた損害賠償責任  
・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任  
・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊(滅失、破損、汚損)について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任  
・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任  
・被保険者の使用者人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任  
・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任  
・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任  
・液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出または溢(いっ)出しに起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)  
・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソotope《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。)  
・直接であると間接であると問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。  
(a)石綿等(アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵(じん))の人体への摂取または吸引  
(b)石綿等への曝露(ばくろ)による疾病 (c)石綿等の飛散または拡散  
・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任  
・仕事の終了または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任  
なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載しております。

### (2)保険期間および補償の開始・終了時期

#### ①保険期間

保険期間は原則として1年間です。被保険者証の「保険期間」欄にてご確認ください。

#### ②補償の開始

始期日の午前 0 時(被保険者証またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

#### ③補償の終了

始期日の 1 年後の応当日の前日の午後 12 時

### (4)支払限度額等

被保険者証をご参照ください。

## 3. 満期返り金・契約者配当金

このご契約には、満期返り金・契約者配当金はありません。

## 4. 解約返り金の有無

このご契約には、解約返り金はありません。

# 注意喚起情報のご説明

被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。この画面は、保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)

このご契約は、リタテラスが保険契約者となる商品付帯契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

## 2. 告知義務・通知義務等

### (1) 保険期間中における注意事項(通知義務等)

#### 特にご注意ください

①次の事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

ご連絡がない場合、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○保険の対象(ローン)を譲渡、廃棄した場合

○被保険者証の内容に変更が生じる場合

○修理等により機体の製品番号に変更が生じた場合

②次の事実が発生した場合は、被保険者証の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

◇ご住所の変更等、被保険者証に記載された事項を変更する場合

協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

#### ・再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受け社等(海外にあるものを含む)に提供することができます。引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

## 6. 事故発生時のご注意

### (1) 事故が起こった場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が起こった場合、次の処置を行ったうえで、遅滞なくご契約の代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

### (2) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類(注)	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類 (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 修理見積書・領収書、取得時の領収書・決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証(兼)念書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書 住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

### (3) 保険金のお支払時期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。(注3)

(注1)保険金請求に必要な書類は、(2)をご覧ください。

## 3. 保険会社破綻時等の取扱い

○損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

○また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

## 4. 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

## 5. 個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することができます。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することができます。

・契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険

(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。  
(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

#### (4)保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

#### (5)先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押さえはできません。

(6)示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。  
この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれことがありますのでご注意ください。

#### この保険商品に関するお問合わせは

##### 代理店・扱者 ヤマゼンクリエイト株式会社

〒550-0012 大阪市西区立売堀 2-1-9 日建ビル 4F

Tel:06-6534-3218 / Fax:06-6534-4662

※営業時間 9時~17時30分(土日・祝日を除く)

##### 引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 4-6

御茶ノ水ソラシティ 22F

#### 指定紛争解決機関

##### 引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

##### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808

〔ナビダイヤル〕

〔全国共通・通話料有料〕

- ・受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかげ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

#### 保険会社の連絡・相談・苦情窓口

##### 引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

##### 三井住友海上お客様デスク

0120-632-277(無料)

##### チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



##### 事故が起きた場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

「24時間365日事故受付サービス

三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189(無料)